

電波利用料制度に関する研究会（第3回）議事要旨

1. 日時 日時 2007年5月24日(木) 18:00～21:00

2. 場所 中央合同庁舎2号館 地下2階 総務省講堂

3. 出席者

(1) 構成員

多賀谷 一照座長、高畑 文雄座長代理、大谷 和子構成員、鈴木 康夫構成員、
土屋 大洋構成員、湧口 清隆構成員

(2) 総務省

森総合通信基盤局長、河内電波部長、佐村総務課長、富永電波政策課長、
横山国際周波数政策室長、藤野電波政策課推進官、斉藤基幹通信課長、大塚重要無線室長、
奥移動通信課長、名執衛星移動通信課長、杉浦電波環境課長、竹内監視管理室長、
吉田放送政策課長、安藤地上放送課長、山腰受信対策室長

(3) 事務局

田中電波利用料企画室長、越後電波利用料企画室課長補佐

(4) 意見陳述人（五十音順）

ウィルコム、宇宙通信、NTT ドコモ、NTT 西日本、NTT 東日本、KDDI、
ザクタテクノロジーコーポレーション、全国船舶無線工事協会、ソフトバンク、
テレビ朝日、日本放送協会、日本民間放送連盟

4. 議題

(1) 電波利用料の使途等について（公開ヒアリング）

(2) その他

5. 議事要旨

(1) 電波利用料の使途等について（公開ヒアリング）

○事務局から「電波利用料制度に関する論点について」（資料1）について説明。

○説明後における各構成員からの意見

・公共財は受益者は不定。クラブ財は所属者に受益があるということか。

・基本的にそのとおり。クラブ財は、利用をコントロールする。無線 LAN は自由に入れるから公共財的とも見える。利用料はクラブ財的。

○事務局から「電波利用料の使途について」（資料2）について説明

○説明後における各構成員からの意見

【構成員】

・アナログ周波数変換と地上デジタル放送のための送受信環境の整備支援事業というのがあ
るが、ここで見込額をあげているが、見込額が適正なものだということを問われたときに答
えられる資料があるか。

【総務省】

・額については、新たに送受信環境整備ということで、現段階では、年間 80 億円と示させ
て頂いている。今後精査が必要だと思っている。但し、対策が必要と思われる中継局・共聴
施設の数はおおむね決まっているので、大きく外れることはないと思っている。

・アナログ周波数変更対策については、アンテナを交換するとか、チャンネルプリセットを
行う場合は、原価を設定してそれに基づいて積算をして対応をしてきており、これまで対策
をしてきている中で、会計検査院からご指摘もあり、市場に則った単価にするようにとの改
善指導も受けて実施をしているところである。

【構成員】

・デジタルに移行されるわけで、経済効果があるわけだが、経済効果の恩恵を受けるところ
から、何らかの負担をしてもらうという考えがないのか。

【総務省】

・経済効果の恩恵を受けるところからということであるが、電波法での電波利用共益事務に
ついて、直接的な受益と定義されており、現在の法体系の中では、直接的に受益なところ
に限定して負担して頂くことになる。

【構成員】

・負担を放送事業者から利用料を取っていかうという話しになるが、アナ変の投資している
分を回収していく位置付けで今後利用料を設定する意思があるかないのか伺いたい。

【総務省】

・ここに居られる免許人のご意思もあるとこだと思うし、行政が一方的に決めるものでもな
いと思っている。電波利用料は、3 年毎に見直しをかけていくということで、3 年毎の用途
に対して負担をどうするか3 年毎に決めている。今後3 年間の用途に対して、どのように負
担を決めていくか、それは3 年間の中でどうしていくかということを議論して頂くことと思
っている。

【構成員】

・適正さについては、資料2はかなりアバウトなのでもう少し追加的な資料を作って頂ければと思う。

【構成員】

・デジタル化に対する経済効果の受益者については、利用料は基本的に共益費。直接的な受益者を想定してそこからということには、必ずしもそうはなっていない面もある。アナアナ変換も前貸的なものになっていないかというのと共通なのではないか。法的に債権債務関係とまで行っていない。実際に電波利用料の使途と負担のバランスの問題は議論されるので、3年に1回のときに争点になり、考慮されるということになる。

【構成員】

・鉄塔等の設備構築をするが、キャリアごとに異なるのか。別にするのは無駄では無いか。

【総務省】

・携帯電話の鉄塔については、必ずしも各社共通にしなければならないということはなく、その事業の中で一つの事業者だけがサービスをすることも、3社が揃ってやる場合もあるなど、色々な場合があり3社が揃ってやる場合は、鉄塔を共同利用することもある。

・放送関係では、中継局については放送事業者各社が共同で、共建と呼んでいるが、そういう形が一般的である。

【構成員】

・補助率ほどの程度か。

【総務省】

・鉄塔・無線設備の整備については、一律に1/2を国が補助をする。鉄塔までの伝送路については、100世帯以上をカバーする地域についての補助率は1/2、100世帯をきる不採算地域においては2/3である。

・放送関係は、中継局については1/3、辺地共聴施設の改修で無線を使用する場合には1/2である。

【構成員】

・デジタル中継局整備の民間事業者というのは、NHKも含むのか。

【総務省】

・民間放送事業者を対象としており、NHKは対象になっていない。法的な義務として、NHK

の場合は「あまねく義務」になっているが、民間放送事業者は「努力義務」ということになっており、NHKは補助対象にはしていない。

【構成員】

- ・(NHKは)設備は一緒に使うこともあるか。

【総務省】

- ・事業主体が、市町村ということで、市町村が作ったものを、共同で使うということになる。

【構成員】

- ・ソフトバンク・モバイルからの意見では、ソフトバンク・モバイルが共建を要望しているように読めるがそうではないわけですね。

【総務省】

- ・事業者の直接的な補助ではなく、鉄塔・無線設備については一般財源でやっているが、ここについては、地方公共団体への補助ということであり、伝送路の設備、これは従来から電波利用料でやっているが、ここについては公益法人に対する補助という形になっている。

【構成員】

- ・放送の方について聞きたいが、辺地共聴施設というのがあるが、必ずしも市町村が整備しているもの以外も含まれるのではないかと思うが、それについての補助とか補助率はどうなっているか。

【総務省】

- ・事業としては、19年度から始まっている。共聴施設の改修の方法は二通りあり、今は有線で通しているが、これをデジタル化に対応しようとしたときに、引き続き有線の施設を活用する方法もあるし、新たに無線を使った施設を作る方法がある。自治体だけではなく、集落の受信者が共同で組合という形で運用されている形態もある。19年度のスキームとしては、有線で作ったものは事業主体が市町村、無線で作ったものは市町村に加えて、そういった共聴組合が事業主体になる。有線で作ったものについても、事業主体に共聴組合を加えてくれという要望があり、そういったところも課題であると認識している。

【構成員】

- ・補助率は？

【総務省】

・有線でやる場合は事業費の 1/3、無線を使った場合は無線設備までの途中の送信設備の伝送路部分が補助対象で、その事業費の 1/2 である。

【構成員】

・携帯電話のエリア整備事業において、基本的に過疎で採算性が合わないところに鉄塔を作ることについて、心配なのは鉄塔を作ってしまったあとどうするかである。事業をするうえでは、維持管理費もいるだろうし、もともと過疎地で収入も上がらないところに事業として参入してもらえるか、地方自治体が勝手に鉄塔を貸すときに高い料金設定をして、事業者から見てとても採算が合わないということになり、結局鉄塔は建っただけで終わるということがないような踏み込んだ支援をされるのか。

【総務省】

・基本的には、地方自治体から申請を頂くときは、携帯電話事業者が、そこでサービスをされるということを、事前に話し合いがついているということを担保させて頂いている。維持費用を含めて、採算性は重要であるので、どういう形でインセンティブを高めていくかを考えないとその先の整備が進んでいかないので、一層の拡充が必要だと認識している。

【構成員】

・事業者が鉄塔を建てても採算性が合わないから、サービスしないというところが出てくるとおもうが、そういうところは諦めるのか。

【総務省】

・現在 58 万人の方がエリア外に住んでいるので、まだ必ずしもサービスできないというところをどうしようかということに至っていないが、今後さらに進むとどんどん採算性に合わない地域が取り残されてくるので、そこをどういう形で支援していくのか、支援の更なる拡充で進めていくのか、別の手段を、衛星を使ったシステムのようなものを考えていくかなど、引き続き検討が必要と考えている。

【構成員】

・現時点では、ペイしない地域は、いくら市町村が云っても事業者はしていない、参入できない。今回の会議では対象ではないが、今後過疎化がますます進んだ場合、5年10年そこでサービスし、人口が減った場合は退出することもでてくるだろう。また鉄塔型ではない他のサービスに移行するということもあり、そのときにどうするかもある。今回の議論の対象ではないが、重大な問題点として、とらえておきたい。

【構成員】

・携帯電話のエリア整備事業において、電波が届いていないところに整備をしようという話かと思うが、下の方に周波数の逼迫を緩和すると書いてあり、何か辻褄が合わない、理由になっていないような気がするが、どのようにつながるのか。

【総務省】

・電波が届いていないところをカバーする場合、方法として色々な方法が考えられる。例えば、そこに新しい鉄塔を作って、その地域だけに電波を出すという方法もあるし、ほかの基地局から大出力の電波を出す方法もある。後者の場合、本当に必要な地域だけではなく、余分なところまで電波を出すので、全体としての電波の有効利用を損なってしまうことになる。最も周波数を効率的に使うためには、新しく鉄塔を作り、必要なところだけに電波を出す方法であり、これが周波数有効利用に資することになる。

【構成員】

・単に格差是正事業ということであれば、電波の届かない地域に新たに免許を与えるというは、極端に言うとも一般財源の話。そうではなく電波利用料を財源とするには、そこに小規模の基地局を作ることによって、全体として電波利用の効率的という理屈が通らないと電波利用料を使う理由にならない。

【総務省】

・基地局を作ることが、今サービスがされていないところに、サービスを提供していくというための電波の使い方として、最も効率的なものであるということで、周波数の有効利用に資する。

【構成員】

・何も無いところに届けばよいと考えるが、出来るだけ小型化して緩和したいということか。

【総務省】

・電波としては、必要最小限の部分だけ電波を使うということにさせて頂きたいと思う。

【構成員】

・研究開発についてだが。これまでの成果で特許が既に 160 件程度成立されているというのだが、特許権の帰属はどのような形で研究開発の主体と決められているのか。その実施権の開放の仕方、つまり実用化や製品化に向けて、例えば製品化によって、特許のライセンス使用料を回収していくような仕組みになっているのか、教えて頂きたい。それと関連するが、研究開発のテーマ選定に当たって、説明頂いた厳正な手続き、評価手続きを履行しているとい

うことだが、それを実用化させるに当って、その研究開発が有効なものであったかという検証はどのような手続きでなさっているのということを教えて頂きたい。

【総務省】

・研究開発のテーマ選定の話で、選定時はこれで良いとして、実用段階でどうなのかということであるが、この研究開発は17年度に始まったばかりで、最初に始めたものもまだ継続している段階であり、まだ実益的な成果は出ていない。その段階でしっかりした検証メカニズムで評価しようと思っている。

・特許権については、最近政府で行う研究開発は、何れもアメリカのバイドール法という形で、研究開発の実施機関に帰属するという形になっており、こちらの方もそれでやりたい。実際にそれを開放するときはどうするかについては、基本的には公共の利益に資する形で、契約上第3者に開放することを約している。

【構成員】

・KDDIからの意見で不法電波で使えなかったところは還付して欲しいというようなご要望があったが、どのくらい使えないという状況で金銭的な被害が発生しているのかについて、教えて欲しい。

【KDDI】

・ただいまのご質問ですが、正直言って、こういう場で我々の電波が実際どれくらいとまっているか、不法電波でやられているかというのは、ちょっと数字を含めて発表についていかなものかなという感じをしております。実は、ここの部分につきましては、実際我々がどの程度の局で被害を受けて、推定するとそこから発生する損失が大体これぐらいの規模になりそうだというところの部分については、総務省当局さんのほうには数字を示してございますので、当局のほうは状況については把握されているのではないかと思います。ちょっとこの場で……もしそれでよろしければ、許していただければそういう形にさせていただきたいなという気がするのですけれども。

【構成員】

・営業的にかかなりの影響があるとの理解でよいか。

【KDDI】

・全体からすると、その規模というのは確かに少のうございますけれども、やはりこういう実態があるということについて、もし差し支えなければ、構成員の皆様方は後ほどこういう状態だということをお聞きになっていただくのも結構かと思っておりますけれども、各事業者さんも

おられますし、できれば差し控えさせていただければと思います。

【構成員】

・KDDI が特別に被害を被っているということではなく、すべての事業者は大体同じくらいの被害を被っていると見てよいか。

【KDDI】

・各社さんそれぞれ、ご事情がどういう状況なのか、私どもはちょっと承知しておりません。多分、事業者で持っている周波数と、さまざまに不法局と言われている部分での製造の作りがどうなっているかということによって、各事業者でどういう形で現象が起きているかというのは多分に違うと思いますので、一概に私どもと同じようにという話には多分ならないと思います。それぞれの事業者さんそれぞれ状況が違うのではないかと考えております。我々はほかの事業者さんについてはちょっと承知しておりません。

【構成員】

・具体的に電波利用料を徴収するときに、何らかの対策を講じようとした場合に、どうすればよいか。1社ごとに聞いて、緩和するのか。

【KDDI】

・ここで意見を申した私どもの趣旨としましては、そういう状況があるので、ぜひ監視体制を強めていただいてきちんと対応していただきたいと。それで、我々としては実際にそういう形で無線局の免許をもらっておっても、結果的に使えない局がありますよと、そういうことのないようにぜひしていただきたいというのが趣旨でございまして、返してくれということの本心をもって主張しているわけではなくて、そういう意味では、そういうことの検討についても頭の中に置いていただいて、この部分については物事を考えていただきたいというのが趣旨でございます。

【構成員】

・国際標準化であるが、ワイヤレス分野における国際標準化等に係る経費が上げられているが、現状でも ITU とか IEEE とかは、企業やキャリアがそれなりの専門家を出して、積極的に寄与されている状況であるが、これ以上専門家が果たしているのかが、気になるところで、そういうところに経費を与えても、機能するのかなと思う。もうそれなりの人材が、出て一生懸命協力しているので、これ以上どうするのか、何かイメージがあれば教えて欲しい。

【総務省】

・既に民間のキャリア・メーカーの方々は、標準化に取り組みされており、そういう方々は長年

やっている方が多いが、それに加えて若い技術者や学術分野で活動されている方を国際競争力の観点から後押しをしていきたい。

【構成員】

- ・若い人とは、メーカーやキャリアに所属している人への支援と考えるのか。

【総務省】

・産業界、学術界、あるいは公的な研究所が連携した体制を構築して、チームとして無線システムの国際標準化を進めていきたい。

【構成員】

・普及支援事業、つまりエリア整備の話と地上デジタル化の場合に送信環境整備支援の性格に違う面があることを意識したい。受益者との関係で言えば、実際は事業者に一元的に免許があるが各無線局を携帯している一億数千万人のうち 58 万人が利用できていないが、当該地域の人だけでなく通話人全体に受益が広がっており、携帯電話の料金を通じてコストは回収できると考えられる。

・一方放送では、エンドユーザーが直接料金を支払っているわけではなく、直接的な受益者は放送事業者であり、エリア支援の対象者は地域のみで全国には及ばないということを踏まえて欲しい。

○公開ヒアリング

【構成員】

- ・使途を要望した免許人は要望にかなっているか、使途を要望した免許人以外の免許人の方々が使途について電波利用共益事務費用として了解できるかどうか、それとも特定の免許人に応分の負担を求めべきかの点を中心に話をしてほしい。負担の話は次回以降にも行う。

【NTTドコモ】

・先ほどから（資料2）39ページの議論がたくさんされておりまして、条件不利地域における携帯電話事業のエリア拡大という観点で、構成員の皆様からたくさんのご意見をいただいておりますが、これは裏返して言えば、それだけ携帯電話のエリア拡大に関して期待をされているのだと認識しております。当然、携帯電話事業者としましては、お客様の利便性を確保するために自主的にエリア拡大を行っているわけですが、どうしてもこのような条件不利な地域におきましては、先ほどからご指摘もあるように、採算性という観点から非常にハードルの高いところがございます。それに関しましては、従来からもこの無線システム普

及支援事業等の支援をいただきながら事業を進めてきてございますが、最近、非常に地方自治体、住民の方々からのご要望の中には、非常に小規模のエリアに対する携帯電話事業の取り組みということをご要望されております。先ほど、100世帯以上が2分の1、100世帯以下が3分の2ということで補助をいただくわけですけれども、実質的にはさらにそれよりも小規模、そのエリアにお住まいの方々としては、例えば100人を切る、もしくは50人前後のエリアを対象に要望が出ておる状況でございます。そういったところをかんがみますと、これまでの支援の枠組みをさらに拡大していただくということをドコモとしても要望させていただいているところでございます。

・無線システム普及支援事業ということで有線伝送路に限って支援をいただくということでございますが、条件不利地域の地形を見ますと、かなり山間部にわたるところにエリアを拡大せよというご要望が多くございます。その場合には、有線伝送路も、既存の伝送路があまり引かれていない、特に光ケーブルなど広帯域の伝送路がない状況が多々ございますので、例えば無線エントランスの拡充とか、さらには最近、1.5ギガ帯のWCDMAの変調をそのままエントランスで使えるというシステムを新たに適用できるようになりましたので、そういったところをこういった条件不利地域にも適用するということに対しても補助をいただきたい。その場合には、当然、無線システムですので対向が必要になりますので、条件不利地域の鉄塔、設備だけではなくて、対向する側の設備に付帯しても補助をいただくと、そういった拡大をされると非常に事業者としても取り組みやすいということでございます。

・有線伝送路の場合は、既存の通信事業者さんから専用線をお借りするという枠組みで事業をさせていただいておりますが、無線エントランスの場合には、自前で無線エントランスをつくるということも可能でございます。ですので、そういった場合にも補助をいただけるような、そういった枠組みで拡大をいただければ、非常にこういった条件不利地域への取り組みとしてはハードルが低くなって、エリア拡大に資するものと考えてございます。

【ソフトバンクテレコム】

・ただいまのドコモさんのお話については、全体としては私どもも賛成でございますけれども、ちょっと3番目のオペレーターとしては悩ましいところがございまして、私どもの経営判断のケースもございまして、現実に1社ということで限定されて私どもが入れないというようなケースもございまして、これは全体のコストだと思っておりますけれども。そうしますと、エリアが広いというのは携帯電話にとっての1つの売り文句というかセールスポイントでもございますので、ドコモさんのエリアを、ちょっと実名で申しわけないのですが、広げるということに対して、私どもも電波利用料という形で協力をして、それによってエリアの差が広がるといった、敵に塩を送ると言うのであればですけども、そういう部分もちょっとあって、全体としての必要性はわかるのですが、運用のやり方としては悩ましいなというところがございまして。そういう意味では、こういった補助を受けた設備等については、何らかの形

で共用をできるだけ推進するとか、そういったことをあわせてやっていただけるとありがたいなと思っております。

【構成員】

・ただいまドコモさんとソフトバンクさんからご指摘があったわけですが、実際に格差是正事業、まあ格差是正だけではないということが先ほどご指摘がありましたけれども、これをやる場合に、自治体さんのほうからお話があるというのがメインのケースになっていて、事業者さんのほうから特に自治体さんのほうにアプローチをして格差是正をやりませんかみたいな話にはなっていないというのが現状なんでしょうか。

【NTTドコモ】

・こういった格差是正の事業に関してはいろいろなやり方がございまして、自治体さんのほうからご要望があるというのは、かなり多くございますが、やはりドコモなり通信事業者としても格差是正の取り組みの一環として、逆に自治体さんと協力しながら取り組ませていただくという場合もありまして、それはケース・バイ・ケースでどちらの方向も取り組みの中ではとらせていただいております。比率とか数とか、今の段階では具体的なものはすぐに手元にはございませんが、必ずしも片方向ということだけではございません。

【構成員】

・先ほどこちょっとドコモさんがおっしゃったのですけれども、この事業というのは、この表で見ると、移行プラス新規となっていて、その支援事業の目的とか内容を見ると、有線に別にこだわっていないような気がするのですけれども、無線のエントランスというのもこれは入っているのでしょうか。

【総務省】

・現状では電波利用料ということで、電波の有効利用ということでございますので、エントランスについて電波を使うよりは有線でやっていただきたいということで、現在は、対象としては有線伝送路に限っているというのが実態でございますけれども、ご要望もございまして、今回の施策を見直していきたいということで、不採算地域においてもできるだけエリア拡大ができるような仕組みをつくっていきたいということでございますので、ご要望については、当然財務省との折衝というのはございますけれども、なるべく広く受けとめていきたいと考えてございますけれども。

【NTT東日本】

・今、条件不利地域の支援事業ということでございますけれども、弊社の場合は、例えば八丈島におきまして、現在4GHzで普通の一般加入電話というのを提供させていただいております。

す。今回、電波の再編ということで、この4GHzという周波数を返還するというので、三宅島から100キロを超える距離がありますので、代替手段としては、海底光ファイバーという形で対応せざるを得ない。これは予算としてみると30億をはるかに超えるお金がかかるわけですが、そういう意味では今回、補助もちょっと考えていただきたいということを見解として出させていただいておりましたが、ここの3つ目の施策に合うかどうか分からないのですが、現在、その4Gの中に、こういう携帯電話の専用線という形でドコモさん等の基地局がつけられているのが現状でございますので、今度は海底光でエントランスをつくり直すということになりますと、条件不利地域ということで八丈島の携帯の電話を維持するという観点で、こういった施策の一部でも補助というような形もぜひ考えていただければと思うのですが、弊社の場合は、この八丈島をはじめ、各離島のどうしても有線が難しいところもございますので、できればそういうところも含めまして携帯のエントランスということが入ってございますので、ちょっとこの場に今なじむかどうかわかりませんが、総額でいうと今回80億ぐらいの移行費用をかける予定でございますので、一部でもこの用途の中でご考慮いただければと考えている次第でございます。ちょっとこの趣旨とは外れているかもしれませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

【構成員】

・多分、放っておくと同じようなご意見がいろいろな免許人の方々から出てくるだろうと思うのですが、この場合に、要するに格差是正事業というのは、半ば公共事業的な面をどうも持っているようなところがある。もともとは論理としては、それが周波数の有効利用に資するというので、一応歯止めをつけているわけですが、なかなかそれが次第に広がって、あるいは広がった形のご要望が出てきていると思います。その意味で、今回も事務局案をお出しいただいているわけですが、実際にその場合に予算施策としてどこまで整備することを最終目標としているか。そしてこういう格差是正的なものに電波利用料をどこまで充てられるものであるか。今のような80億みたいな話までいくとなると、かなり距離が遠いわけです。ある程度やはり当面の基準をつくらないと、おそらく収拾がつかなくなると思いますので、その点につきましては、次回にかけて事務局のほうで具体的な施策内容を示していただいて、それを受けて再度議論をしたいと思ひます。

【ソフトバンクモバイル】

・今回、ソフトバンクモバイルとして、用途について1番目の意見として、ここを皆さんにも一度議論していただければと思うのですが、そもそも、電波利用料の共益費用というのがこのまま拡大傾向のまま行っているかどうか。特にきょう私も初めて見たのですが、次期の予算が、この3期が640億に対して760億になっているという状況を見ますと、確かに、平成5年にたしか76億円ぐらいだったと思うのですが、それがだんだん増えてきて、今、こういう状況になっていくという中で、こういうふうに使途の話の一つ一つ見れ

ば、確かにやったほうが良いなど私も思うのですけれども、じゃあこれをどういう形で精査するのかということについては、やはりある程度大きな枠組みを決めた上で議論しないと、あれもやったほうが良い、これもやったほうが良いとなっていくと、結果的には、多分このままいくと1,000億を超えてしまうのではないかなと思いますので、私ども、どうしても払う立場もありますので、あえてそういうことを言わせていただきますけれども、ぜひともその辺を、歯止めの議論というのをどこかできちっとやっていただいて、その上で次年度どうするかというところを決めていただければ一番いいかな、そういうふうに思っております。

【KDDI】

・ただいまのソフトバンクさんのお話ですけれども、私どもも意見を申し述べさせていただいておるのですけれども、適切な用途の拡大、それぞれ見ますと、そういうふうな形で見えますので、それはそれで適切であればいいのしょうけれども、やはりむやみな形でその総額がどんどん膨れ上がるという部分については、3年に一遍の見直しの機会というはあるわけですが、何かしらの総枠に対する枠組みをどう考えるかというあたりをきちっと考えた上で、その用途の部分に対してどういうふうな配分をしていくのか。その場合に、負担の話がどうしても出てきちゃうのですけれども、受益と負担のところのバランスというのもやはりある程度考慮に入れた形での用途というものの枠組みづくりをきちっとやっていくべきではなかろうか。何かしらそこら辺についてご議論いただいて、制度まで行ければいいのしょうけれども、実効あるキャップがけについて、1つの何かしらのご見解を出していただければありがたいと我々自身も思っております。

【日本民間放送連盟】

・今考えますのは、そういうことで、この電波利用料という制度が、ここにご列席される先生方のご努力でどうやらここまでやってきたというふう感じたときに、要するにそれにかかわっている放送事業者、特にそういう立場の人が電波利用料制度というものをこよなく愛する、信頼できるという制度でこれを眺められるような状況を早くつくるのが、やはり今一番重要なことなのではないか。用途をどんどん広げて、どんどん膨れて、そのツケを利用者のほうに回すというようなことが盛んにあちこちでもうわさされておるような状況下で、こういつて今みたいな用途をどうやってやるかという議論をまともにするという気にはなかなかないという、そこを何とかそういうことにならないような、さっきどなたか言いましたが、枠組みあるいは少し長期的な見通しに基づいた電波利用料の範囲というようなものをもう少し真剣に議論すべきではないか。何もかもこの中にぶち込んでどんどん膨らますことがいいことだというような、そういう感覚を皆さんに持たせるということは、非常に私は電波利用料制度の検討にとって不幸なことではなかとまず思っております。

・そういう意味で、電波利用料の制度に格差是正事業というのが幾つも出ておりますが、こういった事業をほんとうに一般会計予算でやるほうがいいのか、電波利用料でやるのがほんとう

に必要なのかというような議論について、やはりこれは放送事業者のみならず、実際に負担が回ってくるものにとっては非常に重要な問題であるし、そこに対してだれがどういう努力をしているのかということに対してもう少し見えることを示してほしいと。我々も、かえって、こういったいろいろな新しい要望を電波利用料に盛り込みたいのだけれども、受益と負担とのバランスも必要だという議論がまずあった上でやり始めますと、なかなか議論がうまくいかないのではないかなということ非常に懸念しております。これが1つです。

・ついでながらちょっと申し上げますが、放送のデジタル化というのは、これはもう皆さんにとっては極めて当たり前の話であります。周波数の有効利用といいたまいますか、言ってみれば、少し周波数を節約して、放送も節約して、他の業務のために周波数を広げることができるというメリットが1つと、それからデジタル化をすることによって放送事業自身を新しい事業へ展開できる足がかりを得るといって、大きく言ってその2つのメリットを求めて事業をやっているわけでありまして。そういった中で、いわゆるアナアナ変換というのはいかにも放送事業者にとってそれを自己の負担でやるのにはどうも説明のつきかねる、あそこをやっている事業のほとんど、8割というものは受信者のための予算でありまして、放送事業者にとっては、はっきり言えば何らメリットのない事業なのでございます。

・一方、放送のデジタル化、これも皆さんご存じだと思いますが、NHK、民放をあわせて中継局だけで約1万局を今盛んに作り始めております。その局をつくるために、多大な設備投資を集中的に今やらせている段階でございます。年間、大まかに言って、平成22年まで、今後さらに3年間、民放だけでも全体で500億円の設備投資をどんどん積み重ねていくことにしております。それによって放送エリアの99%まで少なくとも我々の自助努力でやるといって公表しているところであります。そういった努力をしている段階で、さらに電波利用料という形で追加的な支出を求めるといって、金額的なものはともかく、かなり抵抗感を示す事業者が多いのは事実でございますので、その辺を踏まえて、新しい用途をほんとうに広げるといって、ある意味で大変ありがたいことなわけですが、それに対してもう少しちゃんとした優先順位なりつけて、納得のいく話を事前に十分していただいた上でこの話を進めていただくように、ひとつご努力いただきたいということでございます。

少し長くなりましたが、以上、感想を述べさせていただきます。ありがとうございます。

【構成員】

・電波利用料の拡大傾向をどうするか、何らかの形で枠組みをつけるかというお話があつて、民放連さんのご意見も半分それにあるわけですが、この話につきましては、時間があれば、また後でもう一回帰りますけれども、1つは、格差是正事業としてどこまで行われるかということについて、もう少し具体的な内容を事務局に次回出させていただこうと思っておりますので、そこでもう一回話をしようと思っております。要するに用途で絞るのか、それとも額で設定をするのか。額という場合に、それは総額の話なのか、それとも個々の免許人もしくはエンドユーザーが負担する限界、そういういろいろな話があると思っておりますけれども、ひとまずその話はそこで

置きまして、せっかく今、民放連さんがお話しをいただいたので、地上デジタル放送関連の施策にこの電波利用料を使う、アナアナ変換だけではなくて今度は新たな用途についてご要望があり、それについて一応事務局で案をつくったわけですが、それについて、どうでしょうか、他の免許人の方あるいは事務局等の方から何かご意見ございますでしょうか。

【ソフトバンクモバイル】

・そのときに、お金を出すときに、できれば、まだその考えが残っていれば、例えば前回の改正であれば、a群、b群というような形できちっと用途がある程度分かれたと思うので、できれば今回のものも、どれがa群に入ってどれがb群なのか。だから、どれが管理費的に使うものなのか、まあ用途を拡大するものなのかというところをきちっと分けていただくと、私どものほうとしても議論が非常にしやすくなるのではないかと思いますので、ぜひともそこをお願いしたいなと思います。

【構成員】

・それは宿題にしますか、それとも今答えられますか。

【総務省】

・宿題にさせていただいたほうがいいのですけれども、a群、b群というときにも、ご存じの方は、b群は全無線局に均等に受益がある、均等ですよ。a群というのは経済的な価値。経済的な価値は、裏返せば、逼迫帯域でもって安心して良好な状況で使い得るという受益と思えばいいわけなので、そういう意味では、それぞれの施策の受益の度合いをはっきりしていただかないと、aとも、bとも言えない。例えば、地デジのシステムについても、今だと無線局全体の受益だというふうに言われたわけですが、その言葉だけをとってしまえばb群と見えるわけです。そうするとb群になると、全無線局で均等配分するということになるわけです。だから、そういう意味ではそういうところの議論も今日していただければ、a群、b群という色分けもしやすくなるかなと思っています。

【ソフトバンクモバイル】

・だから私どもは、余計なことを言っているかもしれないですけれども、今、帯域の電波利用料については、a群ということで計算されていると思うのです。それで1メガヘルツ当たり約4,600万円我々は払っているのですけれども、やはりそこについてどちらがa群になるか、b群になるかということは、多分この後、払う者にとっては非常に大きな金額が左右されるものなので、きょう私はざっと見た感じでは、前回ですと400億が電波管理料的に使うということでb群と。a群というのは大体200億円だったという大きな枠があったと思うのですけれども、今回の場合、その大きな枠だけでも、今のところで、例えば前回と同じように400億円ぐらいが管理料的なところでb群で、残りの350億円ぐらいがa群と

いうことであれば、a群がものすごく増えたというイメージになるので、そこら辺を、次回で結構なので、きちっとわかるようにしていただければいいかなと。逆に言うと、それでもしa群が1.5倍以上になったとすると、我々の電波利用料もそこに関しては1.5倍ぐらい払わなければいけないというような形になりかねないので、そこら辺はよく私どもとしては把握しておきたいなと思います。

【日本放送協会】

・先ほど、地上放送のデジタル化につきましては、民放連さんのほうから詳しくお話がありましたので、私どもからはあえてあまり申し上げません。ただ、NHKも今回の用途についての意見の中で、アナログ周波数変更対策については、もちろん受信者もそうでありますけれども、これによって空く周波数は無線局免許人全体で受益があるというものでありますので、ぜひその理解をお願いしたいと思っております。

・それから、先ほど来、(資料2)43ページの議論が非常に多かったのですけれども、ちょっとそこで1つ補足をさせていただきたいのですけれども、43ページの考えられる施策例の②のところ、辺地共聴施設のデジタル化支援とあります。この中で、共聴施設約2万施設ということで書かれておりますが、この約2万施設のうちの約8,500施設は、いわゆるNHK共聴といって、NHKがこれまでアナログ時代に中継局でカバーし切れなかったところを補完するためにNHK共聴というものをつくってまいりました。その8,500施設についてデジタル化改修を行いますけれども、これにつきまして、NHKはこの補助を求めることはいたしませんので、その点を申しおいておきます。

【構成員】

・先ほどの民放連さんのご意見なのですけれども、確かに、これは総額が、皆さんもそうすけれども、急に上がっているというのは気になるころではありますけれども、これが一回上がっちゃうと下がることはないのかなという、そういう懸念を持っているという感じもしますけれども、例えば、2011年を迎えて地上放送のデジタル化が終わった後、これがどのぐらいの額に変移していくかというのがやはり気になって、直近の、今、緊急事態的な状況なので、ここはそれで乗り切ると。その後どうなるかという長期的な視点をやはり見せていかないと、このままずるずる1,000億いっちゃうんじゃないかという懸念もあると思うのですけれども、やはりその長期的なそういう視点を何か考えたほうがいいかなという感じを受けていますけれども。まあ、これはこの研究会で考えるのかどうかわかりませんが、総務省の方のお考えがあれば、ちょっと教えていただければ。

【総務省】

・2011年に地デジ完了ということですが、ちょっとこういう言い方をすると、皆さんにどうかなと言われますけれども、ひとまず、ここでの研究会では、3年間のこれからの使

途をどういうふうにするべきか。それに対して負担はどういうふうにするべきかということを検討する。確かに、長期的なところということなのではすけれども、そもそも、今後どういう無線システムが出てきて、どのような電波状況になっていくか。電波の世界というのは、今、非常に進捗が速いので、なかなか先読みができないというような状況ですけれども、そういったときに、3年後にどんな施策が必要になってくるのかというのは、ちょっとまだ今、見通しするということはなかなかできないと思っております。ただ、少なくともアナアナ変更の事業はフェードアウトするというだけでは確実なわけではなく、そのときにどういった事務が必要になってくるのかということをもっと考えていかなければいけないのかなと思っております。

【構成員】

・民放連並びにNHK、放送事業者の方々にお聞きしたいわけではすけれども、事務局のほうで43ページで地上放送のデジタル化への完全移行のための送受信環境整備事業という形で資料をつくられたわけではすけれども、この資料のものと要望というものはなかなかないのですね。あるとしたら、せいぜいその要望の113という短い文章があるわけではすけれども、そこには民放連の方がやや一般論的な形でお書きになっているわけではすけれども、具体的に確認をしたいのではすけれども、まずNHKとしては、NHKは何も書いてないわけではすけれども、NHKはすべて自分でおやりになるのか、それとも地上デジタル放送関連施策について、電波利用料の予算施策を定めるのかどうかということを確認したい。それから、民間放送事業者を代表されている民放連として、ここで事務局のほうに書いてある中継局約8百、それから辺地共聴施設デジタル化支援、共聴施設2万施設等々について、具体的にそれは必要であり、電波利用料の施策として要望されるのかどうかということをもっと明確にお話しいただければと思います。

【日本放送協会】

・まず、地上デジタル化の範囲についての要望につきましてではすけれども、我々としては、一般的なことで免許人の公益につながる範囲で実行されるという意見を出しておりますが、それが実は39ページの携帯電話エリア整備支援事業のその次のページの意見のところには載ってしまっているのですが、我々としては、これは一般的な意見として載せていただいたということで、この携帯電話エリアのためのものではないということをもっと言っておきたいと思えます。それで、この一般的の中に放送のところも含んでいると理解していただければと思います。

・それで、NHKとして、先ほど申しましたように、辺地共聴、NHK共聴についてはNHKは支援を求めないで自力でやる。それから、最初の1番目にありましたデジタル中継局整備支援についても、これは民放事業者の自力建設困難局だけということで、この2つについてはNHKは自力でやるということをございます。ただ、デジタル混信対策あるいはデジタル受信相談の体制整備につきましては、やはりぜひ国でお願いしたいと考えております。

【日本民間放送連盟】

・率直に言いますが、国の一般会計でやっていただくのが一番我々としてはありがたいということでありまして、それを電波利用料でやるということは、ちまたで言われているようないろいろな問題が出てくるということに対して、なかなか会員社の理解を得られないことにつながるおそれがあるというふうに申し上げざるを得ません。

【構成員】

・要望しないということですか。

【日本民間放送連盟】

・必要性は十分あると思いますが、それが即、電波利用料というものの性格づけから来る問題点を一つ一つ話し合っ解決を前提とするということが必要であると思います。

【構成員】

・一般財源からも、電波利用料からも払ってもらわなければ、民放事業者はこの中継局整備をやらないということですか。

【日本民間放送連盟】

・中継局整備のやり方は、やはりいろいろな方法があるかと思いますが、先ほど言いましたように、99%はやると言っているわけですから、残りの負担部分については、だれがどうやってやるかということは、やはり社会的に考えていただきたい、こういうことであります。

【構成員】

・何か他人事みたい。

【テレビ朝日】

・ただいまのご質問でございますが、基本的に地上デジタル放送の送受信中継局の整備については、放送事業者の自助努力が前提でございます。そういうことで中継局の整備等を進めております。ただ、地上デジタル放送に関しましては、受信機の普及あるいは受信相談等々非常に難しい問題がございます、これは放送事業者の自助努力だけでは達成できない、そういう部分につきましては、国の支援が必要ではないかと考えております。ただ、これは国が電波利用料の使途として適切であるという判断をした場合、国民、視聴者のために電波利用料で措置をすることもあり得るのではないかと考えております。

【構成員】

・ということは、電波利用料の用途として適切でなければ、電波利用料から払わなくてもいいということでしょうか。

【テレビ朝日】

・補足させていただきます。やはり電波利用料という共益費的な性格ということであれば、おのずとその使い道というのは限度があるんだろうなというふうには認識をしております。今申しましたとおり、どうしても我々だけで措置できないものもございます。今、デジタル化というのは国策として進められているという部分もありまして、最大限それに対して我々は協力をしているわけですが、その部分について、国のほうでご支援いただけるということで、当然、そのときの予算措置ということについては、電波利用料というのを使うことであれば、当然、それを払っている方のご理解というのが前提になるということは当然だと思いますし、あくまでそれを使うことの是非、電波利用料を使うのか一般財源を使うのかというのは、我々が直接的に言うことではなくて、政府のほうでこれは適切であるということでそれを措置されるということであれば、それはそれでいいんじゃないかなと思っております。

【構成員】

・ということは、くれてくれればもらうけれども、別にもらいたくはないという話で。あげるほうの免許人の方々のご意見をちょっとお聞きしたいのですけれども。どうぞ。

【NTTドコモ】

・あくまでも電波利用料の使い方、用途という観点で、全体の枠組みの中では、やはり周波数の有効利用に資して利用するお客様にメリットがあるというものに対して支払うべきものだと思います。そういう意味でいくと、先ほどから議論がされておりますアナアナ変換については、周波数を整理をして、それでいろいろと効率的な使い方に移すことによって周波数の空きをつくる、それを次のステップでいかに有効に使うかという観点で取り組まれていますので、アナアナ変換については我々もある程度は理解しているところですが、こういった辺地共聴に関しましては、果たして電波利用料を使って、先ほど座長からもお話がありましたけれども、限定的なエリアの方々にはメリットがあるということに関して、全体の無線局から徴収した電波利用料を充てるのはいかがなものかと我々ドコモとしては考えてございます。

【構成員】

・放送のケースと携帯電話のケースでは、同じ格差是正事業と言われるようなものでも少し内容は違ってくると思うのですが、ただ、ある面で言ったときに、やはり放送についても格差是正事業をする、それから携帯電話についても格差是正事業をするということになると、割と側面として似ている部分というのはかなりあると思うのです。そうすると、今おっしゃったご意見からいくと、携帯電話に関しても、あるいはほかの無線システムに関しても、格差是正事業というのは電波利用料の用途としてはふさわしくないのではないかというふうに受け取ってしまってもよろしいものなのではないでしょうか。

【NTTドコモ】

・そこはご説明の不足感が募りますけれども、やはり電波利用料を支払っていただく利用者全体に受益があるかどうかというところがポイントだと思ひまして、携帯電話のエリア化が進むことによって、当然そのエリアの方々をご利用できるというだけではなくて、先ほど構成員からございましたように、ほかのエリアの方も通話できる、ほかのエリアの方にもメリットがあります。さらに言いますと、携帯電話の場合、当然移動をしますので、その場所に来られた方もその場で携帯電話が使えるということで、別にその場エリアだけではなくて、不特定多数の方、ほかのエリアにいらっしゃるお客様を含めた多数のお客様にメリットがあるということで、その点は随分差があると考えてございます。

【テレビ朝日】

・先ほどの周波数空き領域130メガをひねり出すという策なのですが、アナアナ変更において130メガが出てきます。ただ、これは2011年7月にデジタル放送に完全移行しませんと、その帯域は使えないということがありますので、考え方といたしましては、アナログ周波数変更からデジタル放送への完全移行というのは、1つの流れの中でお考えをいただきたいと思ひます。

【構成員】

・要するにアナアナ変換のために1,800億円電波利用料から払ったわけです。おそらくそれだけでは足りない、もっと必要かもしれない。それをもっと払わなければ動かないという、そういう趣旨でしょうか。

【構成員】

・地上放送のデジタル化への完全移行のための送受信環境整備支援事業というのがここで今話題になっていますけれども、NHKさんは受信料を取っているということと、全国に展開しなくちゃいけないということから、積極的に設備を打っていくということなのですが、民放の方はそれほど、やったほうがいいけれども一般会計だというお話もあつたのですが、どちらかというと、民間放送事業者さんがやりたいというのじゃなくて、これは受けられない自治体の人がぜひやってほしいという、そちらの要望が強いという感じがするのですが、これは自分たちで、組合で設備を打つわけですね。そこに対する補助事業だと思ひているので

すけれども、ちょっと確認したいのですけれども、それでよろしいのですよね。

【総務省】

・今、どちらサイドからのニーズかというお話がまずございましたけれども、もちろん、放送事業者の方が今アナログでカバーしているエリアについて、当然デジタル化になっても同じエリアをカバーしていくということは、言ってみれば放送事業のあまねく努力義務という中で、責務としてとらえていただいていると認識をしております。あと、自治体の要望というふうなお話がございますけれども、当然、私ども、いろいろお話をいろいろな関係機関とさせていただいている中では、やはり自治体の方からの要望が大変強いというのは事実としてございます。それはやはり自治体も、放送の普及に当たって中継局を自治体が整備してきたといった経緯もございますし、そういった事例もございますし、あと何よりも住民サービスとして、今テレビをごらんになっている地域住民の方が、デジタル化後、テレビが見れなくなるといったことはあつては困るといったご要望が非常に強いというのは事実としてございます。

・今回の補助事業のスキームでございますけれども、スキームの形はいろいろあるかと思えますが、今、19年度から実際についている部分がございますけれども、その事業主体としては、あくまで市町村ということで組み立てられております。ただ、引き続きそういった市町村が事業主体となるスキームがいいのかどうかといったところは、市町村のほうからいろいろな要望もございますので、そこは検討課題の1つであると認識をしております。

・先ほどテレビ朝日の方でしたか、1,800億では足りない、もっとないと動かないかということですが、構成員からの質問に何もご回答がなかったので事務局の方から法律的な事項を説明しますと、今回のアナ変、アナアナ対策の事業は、2011年には130メガヘルツを返還することを引き換えに1,800億円を出すということなので、これ以外の支援がないと130メガヘルツが返らないということになると、それは電波法上の趣旨というか、そこに書いてある規定していることには合っていないということになりますので、単純に言えば、同じ理由で2度別の支援事業を噛んじゃいけないということになると思います。

・それともう1点、ファクトだけ申しますと、地デジの施策の②で辺地共聴のデジタル化支援ということで、このうちの8,500施設がNHK共聴ということですが、これの中においても民放チャンネルが視聴できるのが通常であり、改修についてはNHKは自身のチャンネル分のみ按分して負担することになっているので、NHK共聴丸ごとご自身でやるという訳ではありません。そして、じゃあ残りの部分はどうなっているかという、自主共聴施設ということで、その中にはNHKを自主共聴施設の中で見ていらっしゃる方もその共聴施設が

要るということで、そういったような施設は対象になっているということはファクトでございます。

【日本放送協会】

・その点で、ちょっと細くなるのですが、そのNHK共聴以外の一般共聴のかなり多くの部分は、実はNHKの電波は、あってもやはりNHKしかないので、民放さんを見たいために見るといふ方がかなり多くございますので、やはりそこはNHKとしてはきちっと努力した結果ということでご理解いただければと思います。

【日本民間放送連盟】

・ちょっと、先ほどの130メガというのはアナアナ変換さえすれば自然に出てくるというものではありません。それはデジタル化の1つの側面でありまして、それより放送局を全部デジタル化をしない限り出てこないのでありますから、アナアナ対策とデジタル化対策、デジタル化への放送ということが、両方が行われて初めて130メガが出てくるんだというご理解をいただきたいというのが1つ。

・それから、我々が、ここにある地上放送のデジタル化のための4つの追加的な要望書ということがありますが、何回も言うように、国もやはり一般会計でこういったデジタル化への移行のための努力というのは基本的には行うべきだと。すべてをこの電波利用料の中だけでやって、国は何の施策も講じないということではなかなか納得できないのではないかと、いうことを申し上げたわけです。ですから、この部分は少なくともデジタル化の完全移行のために、国としてはこういう施策もほかにもいろいろやっておりますが、どうしてもこれこれの理由で国の施策としてはできないので、その部分は電波利用料の中でやることについてもぜひ考えてほしいということがあれば、その時点でいろいろ協議の余地は出てくるのではないかな、こんなふうに思います。

【構成員】

・今の議論はクラブ財の議論とつながる。公共財なら一般財源でという話になる。クラブ財なら利用料でということ。公共財とすると他の施策との優先順位付けが大変なので、アナ変は特定財源である利用料で初めて実現できたのではないかと感じている。

【構成員】

・今の話は、放送事業は公共財的意味を持つという前提に立っているが、放送事業はサービス産業であるので、単純に一般財源で負担するという話とならないと思う。

・先ほど私がお聞きしたのですが、デジタル放送の800局の中継局支援というものを、民放連としては、本来一般財源として支弁すべきであると。しかし、一般財源として出してくれないなら、電波利用料から出してもらってもいいというような……。そして、おそ

らくほかの免許人の方々は、そういう形で、本来共益事業の範囲外であるところの形で電波利用料を支払うということについて合意があると理解してよろしいでしょうか。私はそこまではとても認めていないだろうと思っているのですが、よろしいでしょうか。

・基本的に、先ほどの話、一番最初の話の繰り返しになりますけれども、放送事業の場合に、辺地の部分に放送が行き渡るということの直接的な利益は、確かに放送がユニバーサルサービスとして普及する、だから、NHKの場合には受信料でみずからそれを負担するわけですが、そういう面もありますけれども、他面、放送サービスというものを行う放送事業者の利益であるということは、やはり否めないと思います。基本的に放送というのは、民間放送が行うには、広告収入のもとにおいて事業が展開されているものであり、そしてそれは日本全国にCMが行き渡るということ自体がおそらく放送事業者にとって必要であり、そしてどこでも放送が受けられるということが利益だと。そうすると、ある意味においてそれは放送事業者の利益であり、それゆえ、そういう辺地においても放送波が届くということは、第一義的には放送事業者の利益であり、そしてそれは電波利用料制度の仕組みをつくるについても、第一義的にはやはり放送事業者が負担される。言ってみれば、私の理解で言えば、キー局とローカル局の間の再配分的な仕組みに乗るほうが理屈には合っているだろうと思います。この点は後で負担の話や何かでまた議論になるとは思いますけれども、今日はそのぐらいにさせていただきたい。

・携帯電話のエリア整備等の充実の話はもう先ほどしましたけれども、それから、国際標準化の話について、先ほど構成員の方からのお話がありましたけれども、何かつけ加えることは、事務局あるいは通信事業者等、どなたかございますでしょうか。通信事業者も要望したそうだけれども、どういう形で要望しているのかよくわからないという声も構成員にはあるので、ご説明できる方がいらっしゃれば。

【KDDI】

・ご説明できるかどうかはちょっとあれなのですが、先ほど、事務局のほうからもご説明があったと思うのですが、これまでこの分野で電波利用料が支弁されていなかったのが逆に我々としては不思議だなというぐらいの感覚でございまして、やはりベースになるITUにおける活動に対してどうしていくのか、あるいはそれに対して、人材を含めてどういう形で後継者を含めて綿々とやっていくことにするのか、あるいは強化していくことにするのか。それはまさに無線を利用している全体の利益にかなうことであるので、ここの部分については、どうしても新たにこの分野に視点を置いて、ぜひ利用料でもってより強化する形で、これからの標準化活動、人材育成のためにぜひともお願いしたいというのが趣旨でございまして、私どもとしては要望させていただいたということでございます。

【NTTドコモ】

・この標準化活動という観点単独で見ると、従来からもそういう活動をしてきたではないか、何が今後不足なのかということで疑問を持たれるかと思うのですが、これは前の8ページにあります電波資源拡大のための研究開発ということで、日本国内における稠密な周波数有効利用に向けたいろいろな技術開発を進めて、いろいろな要素を開発段階で新しいものをつくり出すという活動をしているわけですが、これが日本国内だけで導入されても、なかなかグローバルな標準になりにくいということもありますので、ぜひともこの成果をいかに国際標準化、さらには他国の方々にその技術を広く理解してもらうという活動につなげないと、なかなか世界的な展開にならないというところが危惧されるところです。世界的な標準になれば、通信事業者としても全世界標準的な通信システムでいろいろな場所で同一のシステム、同一システムを導入するということが、結果的には数が多く出ることによってコストも下がるということにつながりまして、お客様への受益につながることが予想されます。ですので、こういった研究開発に引き続き標準化活動の一環として取り組んでいただければということで要望差し上げたところでございます。

【構成員】

・ちょっと確認したいのですが、それで、電波利用料をそういうところに使うということは、KDD Iさんなりドコモさんなりがそれなりの人材をちゃんと出せるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

【NTTドコモ】

・はい、そこは従来からもこういった活動に取り組んでできてございますので、引き続き国の施策にのっとって取り組んでいきたいと考えております。

【構成員】

・戦略的にやっていきたいということとはとても賛成ですし、研究開発に対しても拡充をしたほうがいいと個人的には思っているのですが、この9ページの資料を見ると、ドコモさんは確かにご意見を上げていただいているのですが、ほかの方々は直接言及がないようです。その一方で、この事務局の資料はとても気合いが入っていて、すごくたくさん入っているんですね。それで、数字を見ても、資料2の表紙を見ると、50億円近く増額拡充すること、やはり強烈なメッセージになると思うのですが、それはやはり国際競争力懇でもそういうふうにしていこうということになったので、ここは目玉としてやっていこうという意思の表れだととらえていいのかということと、逆に事業者さんにはほんとうに必要なんですかということと、やはりもらえたらうれしいというのは心情的にはわかるのですが、国の金じゃないですね、電波利用料を使ってやるだけの意義というか、その成果というのはほんとうに出せるのかなというところが気になるので、確認をさせていただきます。

【総務省】

・まず、事務局からでございますけれども、先生おっしゃいましたように、この数カ月かけて国際競争力懇談会の中で有識者にお集まりいただきまして、かなり激しい議論をさせていただきました。やはりその中で、研究開発、標準化、知的財産権獲得といったものをセットにしてしっかりやっていくべきという大きな方向が出ておりますので、私ども、できる限り一般財源のほうでも努力したいわけでございますが、電波利用料のほうでもこういった形で、ぜひしっかりした努力をやっていきたいと思って現在のこの案をつくらせていただいた次第でございます。

【NTTドコモ】

・具体的な例を少しお話し申し上げたほうがよろしいかと思っておりますけれども、例えば、移动通信分野では、第4世代の周波数システムを将来導入するというところで、今、国際標準化活動においても周波数をどのように配分するかということが今議論されておまして、今年の秋のWRC-07でまさしくそれが議論されるところでございます。ただ、日本が推奨している高速・広帯域用で候補として挙げている周波数は、3ギガから5ギガのところでございますけれども、各国によっていろいろな使い方をされております。レーダーとか衛星とか、そういったところといかにかに共用条件を整理してお互いに影響を及ぼさないように使っていくかということがやはり重要なポイントでございます。それはあくまでも研究開発の事務のところで研究されるわけですが、それと並行して、やはり各国における電波の使用状況を踏まえて、お互いの国の中でいかにうまく使っていくかということもあわせて検討して提案をしていかないと、なかなかグローバルな周波数の割り当てになりませんので、そういったところは具体的にこういった標準化活動の中の一環としてご支援いただければというところでございます。

【構成員】

・別に批判とかなんとかということじゃないのですけれども、やはり日の丸のもとでやり過ぎることに対する批判が一方であって、逆に、国が何も支援しないからうまくいかないんだという批判もあって、非常にアンビバレントなところがあると思うのです。そこをこの電波利用料という枠の中でどうバランスをとれるのかというのは、非常に難しい課題なんじゃないかなと思ったというコメントです。

【構成員】

・標準化ということについて、最近、特に電波の利用制度に関して、かなり欧米ですと、経済学者がかなり口を挟んで、オークションだとか、がちやがちややるような傾向が出ている。

割と経済とか文系のアプローチでやっているような人たちが行く国際学会などに行くと、孤立無援なのです。私自身はオークションって、こういう日本の環境に果たして合うのかなと考えている人間なんですけれども、とにかくだれも日本人って行かない。それで、欧米、特に最近すごいのはアジア各国なんですけれども、技術のほうで一方で売り出しに行くのと同時に、エコノミストや政治関係の人たちがわーっと大量に押しかけて主張していくわけです。そうした中で、まあ文系の人間が言うのも変ですけども、少し日本の方も何か後ろから後押ししないと完全に権益を皆海外にとられてしまうのかなと、非常に私自身は危惧しているところなのです。ですから、特に国の名前を言うのもあれですけども、某国なんかはもう10人、20人とか、日本が1人、2人しか出さないところでもエコノミスト、エンジニア、みんなそろえて出していくというような傾向が最近ありますから、やはりそういった中で標準化というのは非常に重要なんじゃないかなというのは私自身はすごく認識しているところなんですけれども。

【構成員】

・この問題につきましては、一方において成果の有効性についてももう少しはっきりさせてほしいということなのです。しかし、他方において、その必要性というのが国際標準化を中心に強くあるということは、複数の構成員並びに意見申し立ての方から上がったところでありますので、次回以降、もう少し、産学連携等具体的なスキーム、あるいは受け皿のあり方について、事務局のほうで詰めていただければと思います。

(2) その他

○次回は、5月31日（木）15時から 経済産業省別館 1028号会議室において開催